

介護老人保健施設「国府の里指定短期入所療養介護」運営規程

新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（新潟県条例第65号）（以下本規程中「県条例」という。）の規定に基づき、社会福祉法人えちご府中会介護老人保健施設「国府の里指定短期入所療養介護」（以下「当施設」という。）の運営に関する規程を以下のとおり定める。

第1章 事業の目的及び運営の方針

（事業の目的）

第1条 利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に療養室において指定短期療養介護を提供し、地域福祉の増進に寄与することをもって目的とする。

（運営方針）

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号を基本として運営するものとする。

- （1）利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った短期入所療養介護サービス（以下「サービス」という。）に努めること。
- （2）明るく家庭的な雰囲気を醸成し、地域や家庭との結びつきを重視した運営をすること。
- （3）市町村、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、他の施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

（施設の名称及び所在地）

第3条 当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 介護老人保健施設「国府の里 指定短期入所療養介護」
- （2）所在地 新潟県上越市五智4丁目7番21号

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

（職員の定数）

第4条 当施設に次の職員を置く。

- | | |
|-----------------------|---------|
| （1）施設管理者（施設長） | 1名 |
| （2）医師 | 1名以上 |
| （3）薬剤師 | 0. 3名以上 |
| （4）看護師・准看護師 | 10名以上 |
| （5）介護職員 | 25名以上 |
| （6）支援相談員 | 1名以上 |
| （7）理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士 | 2名以上 |
| （8）介護支援専門員 | 1名以上 |
| （9）管理栄養士 | 1名以上 |
| （10）事務員 | 若干名 |

- | | |
|------------|-----|
| (11) 歯科衛生士 | 必要数 |
| (12) その他 | 若干名 |

(職務内容)

第5条 職務内容は、次のとおりとする。

なお、「職種間で協同的に行うこと。」とされている事項については、定められた指揮系統に従って相互に連携し、かつ、それぞれの職種に与えられている働きが最大限に発揮されることを期しているものである。

(1) 施設管理者（医師の職にある者が施設管理者の責に任ずる。）

施設管理者（以下「施設長」という。）は、当施設、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、かつ県条例第10章の規定を遵守させるために必要な指揮命令をすること。

(2) 医師

医師は、次の業務を行う。

ア 県条例第197条に定める診療方針に基づき、利用者の症状に応じた適切、かつ、妥当な診療及びサービスに携わる他の従業者に対する医学的見地における指導に関すること。

イ 利用者の状況から見て、介護老人保健施設において自ら必要な医療を行うことが困難と認められた場合の協力病院等への入院のための措置に関すること。（他の医師の対診要請を含む。）

ウ 利用者のために往診を求め、又は利用者を病院等に通院させる場合の当該入所者の診療状況についての情報提供に関すること。

エ 利用者からの往診要請を受けた医師、歯科医師若しくは利用者が通院した病院等の医師、歯科医師からの情報提供の取扱いに関すること。

オ 所管事項のコンピュータ入力処理に関すること。

(3) 薬剤師

薬剤師は必要な調剤業務を行うとともに次の業務を行う。

ア 利用者に関する薬歴管理及び服薬指導に関すること。

イ 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関すること。

(4) 看護師・准看護師

看護師・准看護師は、施設長の命を受け、利用者の保健衛生並びに看護業務を行うほか次の業務を行う。

ア 利用者の心身の状況、病状及びその置かれている環境の的確な把握とそれに対応した適切なサービスの提供に関すること。（介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び介護支援専門員等と協同）

イ 認知症状態にある要介護者等に対し、個々の特性に配慮して行う適切なサービスの提供体制の構築、整備に関すること。（介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び介護支援専門員等と協同）

ウ 入所時における利用者の心身の状況、病状、病歴等の把握及び記録に関すること。

（介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び介護支援専門員等と協同）

エ 短期入所療養介護計画（以下「短期ケアプラン」という。）に基づき行う利用者の心身機能の維持回復に関すること。

(介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び管理栄養士等と協同して利用者の日常生活における自立と在宅復帰に資するよう妥当、適切に行う。)

- オ 利用者の療養生活上必要な事項に関し、利用者又は家族に対し行う指導、説明に関すること。(介護職員、支援相談員、理学・作業療法士又は言語聴覚士、介護支援専門員及び管理栄養士等と協同)
- カ 食中毒及び感染症の発生予防と対策に関すること(他の全ての関係職種と協同)
- キ 介護教室のカリキュラム作成その他介護教室の運営に関すること。(介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士等と協同)
- ク ボランティアの受入計画の作成その他受入れ体制に関すること。
- ケ 看護記録の作成、保管に関すること。
- コ 短期ケアプランに従った個別のサービス実施状況及び評価にかかる記録に関すること。(介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士、介護支援専門員及び管理栄養士と協同)
- サ 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関すること。
- シ 送迎に関すること。(介護職員、支援相談員及び介護支援専門員等と協同)

(5) 介護職員

介護職員は、施設長の命を受け、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行うほか次の業務を行う。

- ア 利用者の心身の状況、病状及びその置かれている環境の的確な把握とそれに対応した適切なサービスの提供に関すること。(看護師(准看護師)、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び介護支援専門員等と協同)
- イ 認知症状態にある要介護者等に対し、個々の特性に配慮して行う適切なサービスの提供体制の構築、整備に関すること。(看護師(准看護師)、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び介護支援専門員等と協同)
- ウ 入所時における利用者の心身の状況、病状、病歴等の把握及び記録に関すること。(看護師(准看護師)、介護支援専門員、理学・作業療法士又は言語聴覚士等と協同)
- エ 短期ケアプランに基づき行う利用者の心身機能の維持回復に関すること。(看護師(准看護師)、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び管理栄養士等と協同して利用者の日常生活における自立と在宅復帰に資するよう妥当、適切に行う。)
- オ 食中毒及び感染症の発生予防と対策に関すること(他の全ての関係職種と協同)
- カ 介護教室のカリキュラム作成その他介護教室の運営に関すること。(看護師(准看護師)、理学・作業療法士又は言語聴覚士等と協同)
- キ 利用者の療養生活上必要な事項に関し、利用者本人又は家族に対し行う指導、説明に関すること。(看護師(准看護師)、支援相談員、理学・作業療法士又は言語聴覚士、介護支援専門員及び管理栄養士等と協同)
- ク 短期ケアプランに従った個別のサービス実施状況及び評価にかかる記録に関すること。(看護師(准看護師)、理学・作業療法士又は言語聴覚士、介護支援専門員及び管理栄養士等と協同)
- ケ 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関すること。
- コ 送迎に関すること(看護師(准看護師)、支援相談員及び介護支援専門員等と協同)

(6) 支援相談員

支援相談員は施設長の命を受け、次の業務を行う。

- ア 利用者又はその家族の相談支援に関すること。
- イ 入所時における介護認定の有無の確認及び申請未了の場合の速やかな申請の手続き推進についての支援に関すること。
注：利用者の意思を確認して行うものであること。
- ウ 要介護認定の更新の申請が当該満了の日の30日前に行われるよう必要な援助に関すること。
- エ 次の事項の確認及び記載に関すること。
入所の場合・・・①入所年月日 ②入所している介護保険施設の名称
退所の場合・・・退所年月日
- オ 利用料として徴収する場合のそのサービスの種類、内容、費用の額についての説明及び本人又は家族の同意に関すること。
- カ サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、施設運営規程の概要、職員の勤務体制その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文書の交付による説明及びサービス提供開始についての利用申込者の同意に関すること。
- キ 居宅介護支援事業者、医療機関及び他のサービス事業者との連携に関すること。
(介護支援専門員と共同)
- ク 利用者の療養生活上必要な事項に関し、利用者本人又は家族に対し行う指導、説明に関すること。(看護師(准看護師)、理学・作業療法士又は言語聴覚士、介護支援専門員及び管理栄養士等と協同)
- ケ サービスにかかる介護保険制度に基づく個別限度額管理に関すること。
- コ 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関すること。

(7) 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士

理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士は、医師の管理の下に理学療法・作業療法又は言語聴覚療法を行うほか次の業務を行う。

- ア 利用者の運動機能、日常生活動作の維持改善に関することなどの指導を行う。
- イ 失語症や構音障害などの言語聴覚訓練や安全な食事を摂るための、摂食・嚥下リハビリテーションなどに関すること。
- ウ 入所時における利用者の心身の状況、病状、病歴等の把握及び記録に関すること。
(看護師(准看護師)・介護職員及び介護支援専門員等と協同)
- エ 認知症状態にある要介護者等に対し、個々の特性に配慮して行う適切なサービスの提供体制の構築、整備に関すること。(看護師(准看護師)・介護職員及び介護支援専門員等と協同)
- オ 利用者の心身の状況、病状及びその置かれている環境の的確な把握とそれに対応した適切なサービスの提供に関すること。
(看護師(准看護師)・介護職員・及び介護支援専門員等と協同)
- カ 短期ケアプランに基づき行う利用者の心身機能の維持回復に関すること。(看護師(准看護師)、介護職員及び管理栄養士等と協同して利用者の日常生活における自立と居宅復帰に資するよう妥当、適切に行う。)
- キ 円滑な居宅生活への移行と居宅における日常生活の自立支援を図る観点において心身障害や廃

用症候群等の利用者に対して行う個別リハビリテーション計画に基づく個別リハビリテーション実施上の評価に関すること

ク 介護教室のカリキュラム作成その他介護教室の運営に関すること。（看護師（准看護師）と協同）

ケ 利用者の療養生活上必要な事項に関し、利用者本人又は家族に対し行う指導、説明に関すること。（看護師（准看護師）、介護職員、支援相談員、介護支援専門員及び管理栄養士等と協同）

コ サービス計画に従った個別のサービス実施状況及び評価にかかる記録に関すること。

（看護師（准看護師）、介護職員、介護支援専門員及び管理栄養士等と協同）

サ 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関すること。

(8) 介護支援専門員

介護支援専門員は、施設長の命を受け次の業務を行う。

ア サービスの提供申込があった場合その者の被保険者資格、要介護認定の有効期間の確認に関すること。

イ 被保険者証に記載された「認定審査会意見」の取扱いに関すること。（認定審査会意見として記載された内容の介護支援サービス計画原案（以下「暫定ケアプラン」という。）への反映について責任をもつこと。）

ウ 入所時における利用者の心身の状況、病状、病歴等の把握及び記録に関すること。（看護師（准看護師）、介護職員、支援相談員、理学・作業療法士又は言語聴覚士等と協同）

エ 利用者の心身の状況、病状及びその置かれている環境の的確な把握とそれに対応した適切なサービスの提供に関すること。（看護師（准看護師）、介護職員、支援相談員、理学・作業療法士又は言語聴覚士等と協同）

オ 認知症状態にある要介護者等に対し、個々の特性に配慮して行う適切なサービスの提供体制の構築、整備に関すること。（看護師（准看護師）、介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士等と協同）

カ 利用者の療養生活上必要な事項に関し、利用者本人又は家族に対し行う指導、説明に関すること。（看護師（准看護師）、介護職員、支援相談員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び管理栄養士等と協同）

キ 暫定ケアプランの作成及び短期ケアプランの作成に関すること。

（看護師（准看護師）、介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び管理栄養士等と協同）

注1：サービス担当職員と協議（サービス担当者会議）のうえサービスの目標、達成時期、サービスの内容、サービスを提供するうえで留意すべき事項を記載した原案であること。

注2：暫定ケアプラン及び短期ケアプランの作成に当たっては、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に基づき作成する。

ク 暫定ケアプランの利用者及びその家族に対する説明及び同意に関すること。

ケ 利用者の同意を得た短期ケアプランの実施状況の把握及び解決すべき課題の把握

コ 短期ケアプランに従った個別のサービス実施状況及び評価にかかる記録に関すること。

（看護師（准看護師）、介護職員、支援相談員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び管理栄養士等と協同）

- サ 必要に応じて行われる短期ケアプランの変更に関すること。
- シ サービス担当者会議（以下「ケアカンファレンス」という。）の運営（主宰）に関すること。
- ス 居宅介護支援事業者等に対する利用者についての情報提供に関し、当該利用者の同意のとりつけに関すること。
- セ 居宅介護支援事業者、医療機関及びその他の施設サービス事業者との連携に関すること。
（支援相談員と協同）
- ソ 利用者の退所に際して、本人及びその家族に対して行われる指導、退所後の主治医、介護支援事業者に対し行う、必要な情報提供その他保健・医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関すること。
- タ 利用者に関する市町村への通知に関すること。（不正受給等に関する措置）
- チ 地域との交流に関すること。
- ツ サービスに対する利用者及びその家族等からの苦情の処理に関すること。
- テ 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関すること。

（9）管理栄養士

管理栄養士は、施設長の命を受け、次の業務を行う。

- ア 利用者に対する栄養管理、献立表の作成、食材の購入、食事方法の指導、指示等に関すること。
- イ 短期ケアプランに基づき行う入所者の心身機能の維持回復に関すること。
（看護師（准看護師）、介護職員及び介護支援専門員等と協同）
- ウ 利用者の療養生活上必要な事項に関し、利用者本人又は家族に対し行う指導、説明に関すること。（看護師（准看護師）、介護職員、支援相談員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び介護支援専門員等と協同）
- エ 短期ケアプランに従った個別のサービス実施状況及び評価にかかる記録に関すること。
（看護師（准看護師）、介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び介護支援専門員等と協同）
- オ 食中毒及び感染症の発生予防と対策に関すること。（他の全ての関係職種と協同）
- カ 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関すること
- キ 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行う。

（10）事務職員

事務職員は、施設長の命を受け、次の業務を行う。

- ア 当施設の経営に関する事務の総括的な管理（施設運営に関する企画に関すること。）
- イ 療養費収入及び利用料収入等施設の運営に伴う一切の収入事務の取扱いに関すること。
- ウ 施設経営に関する経費等施設の運営に伴う一切の支出事務の取扱いに関すること。
- エ 施設建物、設備備品類の管理保全（本部所管に関するものを除く。）に関すること。
- オ 県条例第194条（利用料等の受領）に規定される「法定代理受領サービスに該当しない介護保険施設サービスの内容、費用の額等を記載したサービス提供証明書」の作成及び交付に関すること。
- カ 「社会福祉法人えちご府中会苦情解決実施要領」に基づく事務の処理に関すること。
- キ その他施設長の指示する事務の処理に関すること。

ク 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関すること。

(11) 歯科衛生士

歯科衛生士は、歯科医師の命を受け、次の業務を行う。

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

第3章 施設利用定員

(定員の遵守)

第6条 災害その他やむを得ない事情がある場合のほか利用定員及び療養室の定員を超えた利用の取扱いをしてはならない。

第4章 サービスの体制及び内容

(サービス体制及び内容)

第7条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、利用者の療養を妥当適切に行うものとする。

2 「相当期間以上」にわたり継続して入所する利用者については、第10条第1項に規定する短期
(注) 参照

ケアプランに基づき、漫然、画一的なサービスにならないよう配慮して行うものとする。

(注) 「新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の第195条第2項の「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等によって、利用者の心身の状況を踏まえて必要な療養を提供するものとする。

3 利用者に対し施設療養その他の定められたサービスを適正、円滑に提供できるよう職員の勤務体制を定めておくものとする。

4 サービスの提供は、当施設職員のみによって行うものとし、利用者に対し、利用者の負担により施設職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならないものとする。

5 当施設は、サービスの質の向上を図るために、職員の研修の機会を確保するよう努めるものとする。

(入退所)

第8条 利用申込者の病状等を勘案し、利用申込者に対し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、病院又は、診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

2 サービス開始にあたって利用者の病歴、家庭状況の把握に努めなければならない。

また、利用者の心身の状況、病状その置かれている環境等に照らし、その利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

3 前項の検討にあたっては、医師、薬剤師、看護師(准看護師)、介護職員、支援相談員、理学・作業療法士又は言語聴覚士、介護支援専門員及び管理栄養士等のサービス担当者の中で協議するものとする。

4 利用者の退所に際しては、その利用者又は家族に対し、適切な指導を行うとともに退所後の担当医

師に対する情報の提供、通所リハビリテーションサービスの提供及び指定老人訪問介護事業者又は保健サービス若しくは福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(短期入所療養介護サービス)

第9条 提供するサービスは、次に掲げるとおりとし、またサービスは、計画に基づき漫然かつ画一的なものとならないよう実施するものとする。

(1) 医療サービス

一般に医師が行う的確な診察を基とし、必要性があると認める疾病又は負傷に対して、療養上妥当、かつ適切に行う診療サービス。

(2) 機能訓練及びリハビリテーションサービス

利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、計画的に行う理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーション。また、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めること。なお、リハビリテーションサービスの提供にあたっては利用者の心身の状況及び家庭環境等を十分に踏まえて必要に応じて提供するものとする。

(3) 看護及び医学的管理の下における介護サービス

利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われる看護及び医学的管理の下における介護サービスとし、サービスの提供にあたり、次に掲げる事項は、欠かしてはならない。

ア 利用者の入浴又は清拭

1週間に2回以上適正な方法により実施すること。

イ 排泄の援助

適切な方法により、排泄の自立について必要な支援をすること。

ウ おむつの取り替え

おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適正に取り替えること。

エ 上記以外の日常生活上の適切な世話をすること。

離床、着替え、整容その他日常生活上の適切な世話をすること。

(4) 食事の提供サービス

栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮してあらかじめ作成された献立に従って調理し、適切な時間に適温で提供するものとする。なお、食事は、自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂等で行われるようにするものとする。

(5) 送迎サービス

(6) 相談及び援助サービス

常に利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握のもとに利用者又はその家族に対し行われる相談援助サービス。

(7) その他のサービス

適宜行われる利用者のためのアクティビティサービス

なお、当施設は、常に利用者の家族と連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

第5章 短期入所療養介護計画

第10条 「相当期間以上」にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診察の方針に基づき指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの目標、当該目標を達成するための具体的な内容を記載した短期ケアプランを作成するものとする。

(注) 第7条の(注)参照

- 2 短期ケアプランは、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に基づきする。(居宅サービス計画を考慮しつつ利用者の日々の療養生活に合わせて作成する。)
- 3 短期ケアプランの作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し利用者の同意を得るものとする。
- 4 短期ケアプランを作成した際には、それを利用者に交付しなければならない。

第6章 利用料その他の費用等

(サービス費用)

第11条 サービスの利用料金は、別に定める料金表のとおりとし、新潟県条例第65号「新潟県指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める条例」による。法定代理受領サービスの場合は、保険者が決定する介護保険負担割合証の負担割合を利用者の負担額とする。

(保険対象外費用の負担)

第12条 保険対象外費用は、別に定める料金表のとおりとする。

(サービス費用等に関する同意)

第13条 前2条に掲げる費用については、あらかじめ内容、金額について利用者本人及び家族に説明し同意を得るものとする。(同意書の徴求)

(キャンセル料金)

第14条 契約に基づくサービス提供途上において、利用者の都合によるサービス利用中止の申し立てを受けた場合は、別に定める料金表に掲げるキャンセル料金を支払わせることができる。

ただし、利用者の体調の急変等の理由により利用を中止せざるを得ないなど、事情止むを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(サービス費用等の支払方法等)

第15条 当施設は、前月において提供したサービスにかかるサービス費用等の額を計算したうえ合計額請求書(支払期限をその月の末日とし、かつ、実際に提供したサービス等に関する明細書を添付したもの)を毎月15日までに利用者又はその家族が指定する先に送付し、請求するものとする。

2 支払方法は、次の何れかのうち利用者の選択する方法による。

- ① 現金払い
- ② 金融機関への振込み

③ 金融機関（郵便局、JA バンク含む）口座自動引落

第7章 送迎サービス実施の範囲

（通常の送迎サービス実施の範囲）

第16条 通常の送迎サービス実施の範囲は、上越市の自動車で概ね片道30分以内の地域とする。

第8章 施設運営に関する重要事項

（サービスの提供拒否の禁止等）

第17条 短期入所療養介護事業の運営にあたっては、特に次の事項に留意して行うものとする。

- （1）正当な理由なくサービスの提供を拒まない。
- （2）正当な理由により利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認められたときは、その利用申込者にかかる居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定訪問介護事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講ずること。

（身体拘束の禁止）

第18条 利用者又は他の入居者等の生命及び身体を保護するための緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。

- 2 前項の身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び止むを得ない理由を記録して置かなければならない。

（虐待の防止等）

第19条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - （2）虐待防止のための指針を整備する。
 - （3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

（サービスの提供の開始、終了）

第20条 サービス提供の開始時点又は終了時点は、次のとおり把握するものとする。

- （1）サービス提供の開始・・・サービス契約を締結したとき以降。
- （2）サービス提供の終了・・・サービス契約書第6条に定めるいずれかの事項に該当するに至ったとき以降。

（注）サービス契約書第6条（抄）

- 1 利用者から解約の意思表示がなされ予告期間を経過した場合
- 2 当施設からの解約の意思表示がなされ予告期間を経過した場合
- 3 次のいずれかに該当することにより短期入所療養介護サービス

の提供ができなくなったとき

ア 利用者が他の介護保険施設等への入所が決まり、受入体制が整ったとき

イ 高度な医学的管理下における治療、療養の必要が生じ、当施設においては十分な対応ができないとき

ウ 自立と認定されたとき

エ 利用者が死亡したとき

2 契約を解約する場合、あらかじめその理由を文書により利用者に示し、十分な説明をするものとする。

3 サービス契約の解除又は、終了の場合の居宅サービス計画作成者への連絡は、第一義的には利用者又はその家族が行うものとする。

(要望及び苦情処理窓口)

第21条 サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための、窓口を設置するほか必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第22条 サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族、関連機関等に連絡をするとともに必要な措置を講じなければならない。

2 賠償すべき事態となった場合は速やかに損害賠償の手続きをとるものとする。

(食中毒、感染症及び衛生管理等)

第23条 利用者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、食中毒を未然に防ぐなどの予防対策又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症については、発生又はまん延しないような措置を講ずること及び感染症予防に関するマニュアル等を整備する。また、感染事例又はヒヤリハット事例の記録や当該事例を検討した会議録及び検討結果に基づく是正等の記録に努めることとする。

3 インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症対策等については発生や、まん延を防止するための適切な措置を構じなければならない。また、必要に応じて上越健康福祉環境事務所の助言、指導を求めると共に、常に密接な連携を保つこととする。

(サービス提供記録の開示及び個人情報保護取組等)

第24条 利用者のサービス提供に関する記録を作成し、その記録は、サービス利用終了後5年間保存するものとする。

2 個人情報の管理及び保護等については、法人及び当施設が定める規程等に基づき、通常必要とされる利用目的等を施設内に掲示するものとする。

3 利用者から上記記録の閲覧、複写を求められた場合、原則として提示する。但し、利用者の家族、その他の者に対しては、個人情報保護取扱規程等に基づき、利用者の承諾その他必要と認められる場合のみ開示するものとする。

(地域との連携)

第25条 短期入所療養介護事業の運営については、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力等の地域交流を基盤として行うものとする。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第26条 火災、地震、風水害、津波その他の災害に対する防災対策として、計画的な訓練と防災設備の充実(常時の点検体制の確保を含む。)を図り、利用者の安全について万全を期するものとする。

- (1) 訓練は、別に定めるところによりすくなくとも年2回以上実施しなければならない。
- (2) 避難経路及び非常口を明確にし、わかりやすい場所に常時掲示するものとする。
- (3) 利用者に対しては、別に定める「災害時における避難誘導要領」に基づきできるだけ実態に即した避難訓練を行うよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第27条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第10章 協力病院等

(協力病院等)

第28条 当施設は、利用者の病状、身体状況の急変等に備え、あらかじめ次の医療機関を協力病院、協力診療所としておくものとする。

- | | |
|--------------------------------------|------------------|
| (1) 医療法人 麓会 ふもとクリニック | (上越市中央1丁目23番26号) |
| (2) 新潟県厚生農業協同組合連合会 上越総合病院 | (上越市大道福田616番地) |
| (3) 独立行政法人 労働者健康安全機構 新潟労災病院 | (上越市東雲町1丁目7番12号) |
| (4) 一般財団法人 上越市地域医療機構
上越地域医療センター病院 | (上越市南高田町6番9号) |
| (5) 鈴木歯科医院 | (上越市五智1丁目15番25号) |

第11章 施設入所者に留意願うべき点

(制度目標についての利用者への周知)

第29条 サービス開始にあたり、利用者及びその家族に対し、「短期ケアプラン」に基づくサービスの提供が、これまでの居宅生活への復帰を目標として実施されるものであることについて十分な理解を得ておくものとする。

(施設利用にあたっての規律)

第30条 サービス提供に先立って、別に定める「施設利用上の重要事項説明書」を利用者及びその家族に交付したうえ、わかりやすく説明し、十分な理解を得ておくものとする。

第12章 会計の区分・諸記録の整備

(介護保険サービスの会計と他の会計の区分)

第31条 介護保険サービスの事業の会計と、その他の事業の会計を区分して経理を行うものとする。

(諸記録の整備)

第32条 従事者に関する勤務記録、施設、設備並びに会計に関する諸記録を整備し、文書取扱規程に定める期間これを保存しなければならない。

- 2 サービスの提供に関する諸記録を整備し、基準条例の定めるところによりサービス終了の日から5年間保存しなければならない。

第13章 その他

(暴力団等の排除)

第33条 施設は、事業の運営について、新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除するものとする。

附 則

この規程の全部改正は平成15年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成15年 6月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成16年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成17年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成17年 10月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成18年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成21年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成26年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成26年11月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成27年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成27年 8月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成27年10月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は令和 3年11月 9日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は令和 6年 3月26日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は令和 6年 5月30日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は令和 6年 8月 1日から実施する。

国府の里「介護予防短期入所療養介護」運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に療養室において介護予防短期療養介護（以下「当施設」という。）を提供し、心身機能の維持回復を図り利用者の生活機能の維持向上を目指すことを目的とする。

(運営方針)

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号を基本として運営するものとする。

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護予防短期入所療養サービス（以下「サービス」という。）に努める。
- (2) 明るく家庭的な雰囲気を醸成し、地域や家庭との結びつきを重視した運営をする。
- (3) 市町村、地域包括支援センター、居宅介護サービス事業者、他の施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の名称及び所在地)

第3条 当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 国府の里「介護予防短期入所療養介護」
- (2) 所在地 新潟県上越市五智4丁目7番21号

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の定数)

第4条 施設に次の職員を置く。

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 施設管理者（施設長） | 1名 |
| (2) 医師 | 1名以上 |
| (3) 薬剤師 | 0. 3名以上 |
| (4) 看護師・准看護師 | 10名以上 |
| (5) 介護職員 | 25名以上 |
| (6) 支援相談員 | 1名以上 |
| (7) 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士 | 2名以上 |
| (8) 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (9) 管理栄養士 | 1名以上 |
| (10) 事務員 | 若干名 |
| (11) 歯科衛生士 | 必要数 |

(12) その他

若干名

(職務内容)

第5条 職務内容は、次のとおりとする。

なお、「職種間で協同して行うこと。」とされている事項については、定められた指揮系統に従って相互に連携し、かつ、それぞれの職種に与えられている働きが最大限に発揮されることを期しているものである。

(1) 施設管理者（医師の職にある者が施設管理者の責に任ずる。）

施設管理者（以下「施設長」という。）は、当施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他、管理を一元的に行い、新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（新潟県条例第62号（以下本規程中「県条例」という。））の第10章の規定を遵守させるために必要な指揮命令をすること。

(2) 医師

医師は、次の業務を行う。

- ア 県条例第186条に定める診療方針に基づき、利用者の症状に応じた適切、かつ、妥当な診療及び施設サービスに携わる他の従業者に対する医学的見地における指導に関すること。
- イ 利用者の状況から見て、当施設において自ら必要な医療を行うことが困難と認められた場合の協力病院等への入院のための措置に関すること。（他の医師の対診要請を含む。）
- ウ 利用者のために往診を求め、又は利用者を病院等に通院させる場合の当該入所者の診療状況についての情報提供に関すること。
- エ 利用者からの往診要請を受けた医師、歯科医師若しくは利用者が通院した病院等の医師、歯科医師からの情報提供の取扱いに関すること。
- オ 所管事項のコンピュータ入力処理に関すること。

(3) 薬剤師

薬剤師は必要な調剤業務を行うとともに次の業務を行う。

- ア 利用者に関する薬歴管理及び服薬指導に関すること。
- イ 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関すること。

(4) 看護師・准看護師

看護師・准看護師は、施設長の命を受け、利用者の保健衛生並びに看護業務を行うほか次の業務を行う。

- ア 利用者の心身の状況、病状及びその置かれている環境の的確な把握とそれに対応した適切なサービスの提供に関すること。（介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び介護支援専門員等と協同）
- イ 認知症状態にある要介護者等に対し、個々の特性に配慮して行う適切なサービスの提供体制の構築、整備に関すること。（介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び介護支援専門員等と協同）
- ウ 入所時における利用者の心身の状況、病状、病歴等の把握及び記録に関すること。（介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び介護支援専門員等と協同）

- エ 介護予防短期入所療養介護計画（以下「短期ケアプラン」という。）に基づき行う、利用者の心身機能の維持回復に関すること。
（介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び管理栄養士等と協同して利用者の日常生活における自立と在宅復帰に資するよう妥当、適切に行う。）
- オ 利用者の療養生活上必要な事項に関し、利用者又は家族に対し行う指導、説明に関すること。
（介護職員、支援相談員、理学・作業療法士又は言語聴覚士、介護支援専門員及び管理栄養士等と協同）
- カ 食中毒及び感染症の発生予防と対策に関すること（他の全ての関係職種と協同）
- キ 介護教室のカリキュラム作成その他介護教室の運営に関すること。（介護職員、理学・作業療法士等と協同）
- ク ボランティアの受入計画の作成その他受入れ体制に関すること。
- ケ 看護記録の作成、保管に関すること。
- コ 短期ケアプランに従った個別のサービス実施状況及び評価にかかる記録に関すること。
（介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士、介護支援専門員及び管理栄養士等と協同）
- サ 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関すること。
- シ 送迎に関すること。（介護職員、支援相談員及び介護支援専門員等と協同）

(5) 介護職員

介護職員は、施設長の命を受け、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行うほか次の業務を行う。

- ア 利用者の心身の状況、病状及びその置かれている環境の的確な把握とそれに対応した適切なサービスの提供に関すること。（看護師（准看護師）、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び介護支援専門員等と協同）
- イ 認知症状態にある要介護者等に対し、個々の特性に配慮して行う適切なサービスの提供体制の構築、整備に関すること。（看護師（准看護師）、介護支援専門員、理学・作業療法士又は言語聴覚士等と協同）
- ウ 入所時における利用者の心身の状況、病状、病歴等の把握及び記録に関すること。
（看護師（准看護師）、理学・作業療法士又は言語聴覚士、及び介護支援専門員等と協同）
- エ 短期ケアプランに基づき行う利用者の心身機能の維持回復に関すること。（看護師（准看護師）、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び管理栄養士等と協同して利用者の日常生活における自立と在宅復帰に資するよう妥当、適切に行う。）
- オ 食中毒及び感染症の発生予防と対策に関すること（他の全ての関係職種と協同）
- カ 介護教室のカリキュラム作成その他介護教室の運営に関すること。（看護師（准看護師）、理学・作業療法士等と協同）
- キ 利用者の療養生活上必要な事項に関し、利用者本人又は家族に対し行う指導、説明に関すること。（看護師（准看護師）、支援相談員、理学・作業療法士又は言語聴覚士、介護支援専門員及び管理栄養士等と協同）
- ク 短期ケアプランに従った個別のサービス実施状況及び評価にかかる記録に関すること。（看護師（准看護師）、理学・作業療法士又は言語聴覚士、介護支援専門員及び管理栄養士等と協同）
- ケ 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関すること。

コ 送迎に関すること（看護師（准看護師）、支援相談員及び介護支援専門員等と協同）

（6）支援相談員

支援相談員は施設長の命を受け、次の業務を行う。

ア 利用者又はその家族の相談支援に関すること。

イ 入所時における介護認定の有無の確認及び申請未了の場合の速やかな申請の手続き推進についての支援に関すること。

注：利用者の意思を確認して行うものであること。

ウ 要介護認定の更新の申請が当該満了の日の30日前に行われるようなされる必要な援助に関すること。

エ 次の事項の確認及び記載に関すること。

入所の場合・・・①入所年月日 ②入所している介護保険施設の名称

退所の場合・・・退所年月日

オ 利用料として徴収する場合のそのサービスの種類、内容、費用の額についての説明及び本人又は家族の同意に関すること。

カ サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、施設運営規程の概要、職員の勤務体制その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文書の交付による説明及び利用申込者の同意に関すること。

キ 地域包括支援センター、医療機関及び他の施設サービス事業者との連携に関すること。

（介護支援専門員と共同）

ク 利用者の療養生活上必要な事項に関し、利用者本人又は家族に対し行う指導、説明に関すること。（看護師（准看護師）、理学・作業療法士又は言語聴覚士、介護支援専門員及び管理栄養士等と協同）

ケ サービスにかかる介護保険制度に基づく個別限度額管理に関すること。

コ 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関すること。

（7）理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士

理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士は、医師の管理のもとに理学療法・作業療法又は言語聴覚療法を行うほか次の業務を行う。

ア 利用者の運動機能、日常生活動作の維持改善に関することなどの指導を行う。

イ 失語症や構音障害などの言語聴覚訓練や安全な食事をとるための、摂食・嚥下リハビリテーションなどに関すること。

ウ 入所時における利用者の心身の状況、病状、病歴等の把握及び記録に関すること。

（看護師（准看護師）、介護職員及び介護支援専門員等と協同）

エ 認知症状態にある利用者等に対し、個々の特性に配慮して行う適切なサービスの提供体制の構築、整備に関すること。（看護師（准看護師）、介護職員及び介護支援専門員等と協同）

オ 利用者の心身の状況、病状及びその置かれている環境の的確な把握とそれに対応した適切なサービスの提供に関すること。

（看護師（准看護師）、介護職員及び介護支援専門員等と協同）

カ 短期ケアプランに基づき行う利用者の心身機能の維持回復に関すること。（看護師（准看護師）、介護職員及び管理栄養士等と協同して利用者の日常生活における自立と在宅復帰に資するよう

妥当、適切に行う。)

- キ 円滑な居宅生活への移行と居宅における日常生活の自立支援を図る観点において、心身障害や廃用症候群等の利用者に対して行う、個別リハビリテーション計画に基づく個別リハビリテーション実施上の評価に関する事
- ク 介護教室のカリキュラム作成他、介護教室の運営に関する事。(看護師(准看護師)と協同)
- ケ 利用者の療養生活上必要な事項に関し、利用者本人又は家族に対し行う指導、説明に関する事。(看護師(准看護師)、介護職員、支援相談員、介護支援専門員及び管理栄養士等と協同)
- コ 短期ケアプランに従った個別のサービス実施状況及び評価にかかる記録に関する事。(看護師(准看護師)、介護職員、管理栄養士及び介護支援専門員等と協同)
- サ 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関する事。

(8) 介護支援専門員

介護支援専門員は、施設長の命を受け次の業務を行う。

- ア サービスの提供申込があった場合その者の被保険者資格、要介護認定の有効期間の確認に関する事。
- イ 被保険者証に記載された「認定審査会意見」の取扱いに関する事。(認定審査会意見として記載された内容の介護支援サービス計画原案(以下「暫定ケアプラン」という。)への反映について責任をもつこと。)
- ウ 入所時における利用者の心身の状況、病状、病歴等の把握及び記録に関する事。(看護師(准看護師)、介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士等と協同)
- エ 利用者の心身の状況、病状及びその置かれている環境的確な把握とそれに対応した適切なサービスの提供に関する事。(看護師(准看護師)、介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士等と協同)
- オ 認知症状態にある利用者等に対し、個々の特性に配慮して行う適切なサービスの提供体制の構築、整備に関する事。(看護師(准看護師)、介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士等と協同)
- カ 利用者の療養生活上必要な事項に関し、利用者本人又は家族に対し行う指導、説明に関する事。(看護師(准看護師)、介護職員、支援相談員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び管理栄養士等と協同)
- キ 暫定ケアプランの作成及び短期ケアプランの作成に関する事。
(看護師(准看護師)、介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び管理栄養士等と協同)
 - 注1：施設サービス担当職員と協議(サービス担当者会議)のうえサービスの目標、達成時期、サービスの内容、サービスを提供するうえで留意すべき事項を記載した原案であること。
 - 注2：暫定ケアプラン及び短期ケアプランの作成に当たっては、すでに地域包括支援センターが介護予防サービス計画を作成している場合は、当該計画の内容に基づき作成する。
- ク 暫定ケアプランの利用者及びその家族に対する説明及び同意に関する事。
- ケ 利用者の同意を得た短期ケアプランの実施状況の把握及び解決すべき課題の把握
- コ 短期ケアプランに従った個別のサービス実施状況及び評価にかかる記録に関する事。
(看護師(准看護師)、介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び管理栄養士等と協同)

- サ 必要に応じて行われる短期ケアプランの変更に関する事。
- シ サービス担当者会議（以下「ケアカンファレンス」という。）の運営（主宰）に関する事。
- ス 地域包括支援センター等に対する利用者についての情報提供に関し、当該利用者の同意の取付けに関する事。
- セ 地域包括支援センター、医療機関及びその他の施設サービス事業者との連携に関する事。
（支援相談員と協同）
- ソ 利用者の退所に際して、本人及びその家族に対して行われる指導、退所後の主治医、介護支援事業者に対し行う、必要な情報提供その他保健・医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事。
- タ 利用者に関する市町村への通知に関する事。（不正受給等に関する措置）
- チ 地域との交流に関する事。
- ツ サービスに対する利用者及びその家族等からの苦情の処理に関する事。
- テ 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関する事。

(9) 管理栄養士

管理栄養士は、施設長の命を受け次の業務を行う。

- ア 利用者に対する栄養管理、献立表の作成、食材の購入、食事方法の指導、指示等に関する事。
- イ 短期ケアプランに基づき行う利用者の心身機能の維持回復に関する事。
（看護師（准看護師）、介護職員、支援相談員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び介護支援専門員等と協同）
- ウ 利用者の療養生活上必要な事項に関し、利用者本人又は家族に対し行う指導、説明に関する事。
（看護師（准看護師）、介護職員、支援相談員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び介護支援専門員等と協同）
- エ 短期ケアプランに従った個別のサービス実施状況及び評価にかかる記録に関する事。
（看護師（准看護師）、介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び介護支援専門員等と協同）
- オ 食中毒及び感染症の発生予防と対策に関する事。（他の全ての関係職種と協同）
- カ 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関する事
- キ 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行う。

(10) 事務職員

事務職員は、施設長の命を受け次の業務を行う。

- ア 当施設の経営に関する事務の総括的な管理（施設運営に関する企画に関する事。）
- イ 療養費収入及び利用料収入等施設の運営に伴う一切の収入事務の取扱いに関する事。
- ウ 施設経営に関する経費等施設の運営に伴う一切の支出事務の取扱いに関する事。
- エ 施設建物、設備備品類の管理保全（本部所管に関する事を除く。）に関する事。
- オ 県条例第 178 条（利用料等の受領）に規定される「法定代理受領サービスに該当しない介護保険施設サービスの内容、費用の額等を記載したサービス提供証明書」の作成及び交付に関する事。
- カ 「社会福祉法人えちご府中会苦情解決実施要領」に基づく事務の処理に関する事。
- キ その他施設長の指示する事務の処理に関する事。

ク 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関すること。

(11) 歯科衛生士

歯科衛生士は、歯科医師の命を受け、次の業務を行う。

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

第3章 施設利用定員

(定員の遵守)

第6条 災害その他やむを得ない事情がある場合のほか利用定員及び療養室の定員を超えた利用の取扱をしてはならない。

第4章 サービスの体制及び内容

(サービス体制及び内容)

第7条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、利用者の療養を妥当適切に行うものとする。

2. 「相当期間以上」(注) にわたり継続し入所する利用者については、第10条第1項に規定する介護予防短期ケアプランに基づき、漫然、画一的なサービスにならないよう配慮して行うものとする

(注)「相当期間以上」とは新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の第195条第2項の、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者であっても、利用者を担当する地域包括支援センター等と連携をとることなどによって、利用者の心身の状況を踏まえて必要な療養を提供するものとする。

3. 利用者に対し施設療養その他の定められたサービスを適正、円滑に提供できるよう職員の勤務体制を定めて置くものとする。

4. サービスの提供は、施設職員のみによって行うものとし、利用者に対し、利用者の負担により施設職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならないものとする。

5. 施設は、サービスの質の向上を図るために、職員の研修の機会を確保するよう努めるものとする。

(入退所)

第8条 利用申込者の病状等を勘案し、利用申込者に対し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、病院又は、診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

2 サービス開始にあたって利用者の病歴、家庭状況の把握に努めなければならない。

また、利用者の心身の状況、病状その置かれている環境等に照らし、その利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

3 前項の検討にあたっては、医師、薬剤師、看護師(准看護師)、支援相談員、理学・作業療法士又は言語聴覚士、介護支援専門員、管理栄養士等のサービス担当者の中で協議するものとする。

4 利用者の退所に際しては、その利用者又は家族に対し、適切な指導を行うとともに退所後の担当医師に対する情報の提供、地域包括支援センター及びその他のサービス事業者又は保健サービス若しく

は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(介護予防短期入所療養介護サービス)

第9条 提供するサービスは、次に掲げるとおりとし、またサービスは、計画に基づき漫然かつ画一的なものとならないよう実施するものとする。

(1) 医療サービス

一般に医師が行う的確な診察を基とし、必要性があると認める疾病又は負傷に対して、療養上妥当、かつ適切に行う診療サービス。

(2) 機能訓練及びリハビリテーションサービス

利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、計画的に行う理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なりハビリテーション。また、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めること。なお、リハビリテーションサービスの提供にあたっては利用者の心身の状況及び家庭環境等を十分に踏まえて必要に応じて提供するものとする。

(3) 看護及び医学的管理の下における介護サービス

利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われる看護及び医学的管理の下における介護サービスとし、サービスの提供にあたり、次に掲げる事項は、欠かしてはならない。

ア 利用者の入浴又は清拭

1週間に2回以上適正な方法により実施すること。

イ 排泄の援助

適切な方法により、排泄の自立について必要な支援をすること。

ウ おむつの取り替え

おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適正に取り替えること。

エ 上記以外の日常生活上の適切な世話をすること。

離床、着替え、整容その他日常生活上の適切な世話をすること。

(4) 食事の提供サービス

栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮してあらかじめ作成された献立に従って調理し、適切な時間に適温で提供するものとする。なお、食事は、自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂等で行われるようにするものとする。

(5) 送迎サービス

(6) 相談及び援助サービス

常に利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握のもとに利用者又はその家族に対し行われる相談援助サービス。

(7) その他のサービス

適宜行われる利用者のためのアクティビティサービス

なお、当施設は、常に利用者の家族と連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

第5章 介護予防短期入所療養介護計画

第10条 「相当期間以上」(注)にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診察の方針に基づき、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの目標、当該目標を達成するための具体的な内容を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成するものとする。

(注) 第7条の(注)参照

- 2 短期ケアプランは、すでに介護予防サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成しなければならない。(介護予防サービス計画を考慮しつつ利用者の日々の療養生活に合わせて作成しなければならない。)
- 3 短期ケアプランの作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し利用者の同意を得るものとする。
- 4 短期ケアプランを作成した際には、それを利用者に交付しなければならない。

第6章 利用料その他の費用等

(サービス費用)

第11条 サービスの利用料金は、別に定める料金表のとおりとし、法定代理受領サービスの場合は、保険者が決定する介護保険負担割合証の負担割合を利用者の負担額とする。

(保険対象外費用の負担)

第12条 保険対象外費用は、別に定める料金表のとおりとする。

(サービス費用等に関する同意)

第13条 前2条に掲げる費用については、あらかじめ内容、金額について利用者本人及び家族に説明し同意を得るものとする。(同意書の徴求)

(キャンセル料金)

第14条 契約に基づくサービス提供途上において利用者の都合によるサービス利用中止の申し立てを受けた場合は、別に定める料金表に掲げるキャンセル料金を支払わせることができる。

ただし、利用者が体調の急変等の理由により利用を中止せざるを得ないなど、事情止むを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(サービス費用等の支払方法等)

第15条 当施設は、前月において提供したサービスにかかるサービス費用等の額を計算したうえ合計額請求書(支払期限をその月の末日とし、かつ、実際に提供したサービス等に関する明細書を添付したもの)を毎月15日までに利用者又はその家族が指定する先に送付し、請求するものとする。

- 2 支払方法は、次の何れかのうち利用者の選択する方法による。

① 現金払い

- ② 金融機関への振込み
- ③ 金融機関（郵便局、J Aバンク含む）口座自動引落

第7章 送迎サービス実施の範囲

（通常の送迎サービス実施の範囲）

第16条 通常の送迎サービス実施の範囲は、上越市の自動車で概ね片道30分以内の地域とする。

第8章 施設運営に関する重要事項

（サービスの提供拒否の禁止等）

第17条 介護予防短期入所療養介護事業の運営にあたっては、特に次の事項に留意して行うものとする。

- （1）正当な理由なくサービスの提供を拒まない。
- （2）正当な理由により利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めるときは、その利用申込者にかかる地域包括支援センターへの連絡、適切な他のサービス事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講ずること。

（身体拘束の禁止）

第18条 利用者又は他の入居者等の生命及び身体を保護するための緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。

- 2 前項の身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び止むを得ない理由を記録して置かなければならない。

（虐待の防止等）

第19条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - （2）虐待防止のための指針を整備する。
 - （3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

（サービスの提供の開始、終了）

第20条 サービス提供の開始時点又は終了時点は、次のとおり把握するものとする。

- （1）サービス提供の開始・・・サービス契約を締結したとき以降。
- （2）サービス提供の終了・・・サービス契約書第6条に定めるいずれかの事項に該当するに至ったとき以降。

（注）サービス契約書第6条（抄）

- 1 利用者から解約の意思表示がなされ予告期間を経過した場合
- 2 当施設からの解約の意思表示がなされ予告期間を経過した場合

- 3 次のいずれかに該当することにより介護予防短期入所療養介護サービスの提供ができなくなったとき
 - ア 利用者が他の介護保険施設等への入所が決まり受入体制が整ったとき
 - イ 高度な医学的管理下における治療、療養の必要が生じ、当施設においては十分な対応ができないとき
 - ウ 要介護1から5の認定を受けたとき
 - エ 利用者が死亡したとき
- 2 契約を解約する場合、あらかじめその理由を文書により利用者にしし、十分な説明をするものとする。
- 3 サービス契約の解除又は、終了の場合の介護予防サービス計画作成者への連絡は、第一義的には利用者又はその家族が行うものとする。

(要望及び苦情処理窓口)

第21条 サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口を設置するほか必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第22条 介護予防短期入所療養介護サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族、関連機関等に連絡をするとともに必要な措置を講じなければならない。

- 2 賠償すべき事態となった場合は速やかに損害賠償の手続きをとるものとする。

(食中毒、感染症及び衛生管理等)

第23条 利用者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、食中毒を未然に防ぐなどの予防対策又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症については、発生又はまん延しないような措置を講ずること及び感染症予防に関するマニュアル等を整備する。また、感染事例又はヒヤリハット事例の記録や当該事例を検討した会議録及び検討結果に基づく是正等の記録に努めることとする。
- 3 インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症対策等については発生や、まん延を防止するための適切な措置を構じなければならない。また、必要に応じて上越健康福祉環境事務所の助言、指導を求めると共に、常に密接な連携を保つこととする。

(サービス提供記録の開示及び個人情報保護取組等)

第24条 利用者のサービス提供に関する記録を作成し、その記録は、サービス利用終了後5年間保存するものとする。

- 2 個人情報の管理及び保護等については、法人及び当施設が定める規程等に基づき、通常必要とされる利用目的等を施設内に掲示するものとする。
- 3 利用者から上記記録の閲覧、複写を求められた場合、原則として提示する。但し、利用者の家族、その他の者に対しては、個人情報保護取扱規程等に基づき、(開示申請書に基づき手続後)利用者の承諾その他必要と認められる場合のみ開示するものとする。

(地域との連携)

第25条 介護予防短期入所療養介護事業の運営については、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力等の地域交流を基盤として行うものとする。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第26条 非常災害対策として、計画的な訓練と防災設備の充実(常時の点検体制の確保を含む。)を図り、利用者の安全について万全を期するものとする。

- (1) 訓練は、別に定めるところによりすくなくとも年2回以上実施しなければならない。
- (2) 避難経路及び非常口を明確にし、わかりやすい場所に常時掲示するものとする。
- (3) 利用者に対しては、別に定める「災害時における避難誘導要領」に基づきできるだけ実態に即した避難訓練を行うよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第27条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第10章 協力病院等

(協力病院等)

第28条 施設は、利用者の病状、身体状況の急変等に備え、あらかじめ次の医療機関を協力病院、協力診療所としておくものとする。

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| (1) 医療法人 麓会 ふもとクリニック | (上越市中央1丁目23番26号) |
| (2) 新潟県厚生農業協同組合連合会 上越総合病院 | (上越市大道福田616番地) |
| (3) 独立行政法人 労働者健康安全機構 新潟労災病院 | (上越市東雲町1丁目7番12号) |
| (4) 一般財団法人 上越市地域医療機構 | |
| 上越地域医療センター病院 | (上越市南高田町6番9号) |
| (5) 鈴木歯科医院 | (上越市五智1丁目15番25号) |

第11章 施設入所者に留意願うべき点

(制度目標についての利用者への周知)

第29条 サービス開始にあたり、利用者及びその家族に対し、「短期ケアプラン」に基づくサービスの提供が、これまでの居宅生活への復帰を目標として実施されるものであることについて、十分な理解を得ておくものとする。

(施設利用にあたっての規律)

第30条 サービスに先立って、別に定める「施設利用上の重要事項説明書」を利用者及びその家族に交付したうえ、わかりやすく説明し、十分な理解を得ておくものとする。

第12章 会計の区分・諸記録の整備

(介護予防サービスの会計と他の会計の区分)

第31条 介護予防サービスの事業の会計と、その他の事業の会計については、可能な限り区分して経理を行うものとする。

(諸記録の整備)

第32条 従事者に関する勤務記録、施設、設備並びに会計に関する諸記録を整備し、文書処理規程に定める期間これを保存しなければならない。

2 介護予防短期入所療養介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、基準条例の定めるところによりサービス終了の日から5年以上保存しなければならない。

第13章 その他

(暴力団等の排除)

第33条 施設は、事業の運営について、新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除するものとする。

附 則

この規程は 平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は 平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は 平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は 平成26年11月 1日から施行する。

附 則

この規程は 平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は 平成27年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は 平成27年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は 令和 3年11月 9日から施行する。

附 則

この規程は 令和 6年 3月 26日から施行する。

附 則

この規程は 令和 6年 5月 30日から施行する。

附 則

この規程は 令和 6年 8月 1日から施行する。